

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告申立の適否について判断するに、裁判長が勾留中の被告人の戒護にあたる拘置所職員の着席位置に関してとつた本件措置に対する異議申立棄却決定のように訴訟手続に關し判決前にした決定は、刑訴法四三三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたらないから、本件抗告の申立は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五四年一〇月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	団	藤	重	光
裁判官	本	山		亨
裁判官	中	村	治	朗